

建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組について

緊急経済・雇用対策としての入札制度の見直しを行います。

1 目的

市内企業の健全育成や公共工事等の品質の確保を図るため、市内企業受注の適正化やダンピング受注の排除に向け、更なる入札制度の改善に取り組みます。

2 改善項目

① 市内企業の育成

緊急経済・雇用対策措置として、当面、市内企業の受注機会の一層の拡大を図るため、土木工事・建築工事・舗装工事・造園工事の指名競争入札においては、市内に本店を置く企業のみを指名します。

② 最低制限価格制度

工事の品質確保とダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格（n）を見直し、その算定式を次のとおり公表します。〔特殊な工事を除く〕

現 行	見直し後
$n = \text{直接工事費} \times 0.75$	$n = \text{直接工事費} \times 0.95$
$+ \text{共通仮設費} \times 0.7$	$+ \text{共通仮設費} \times 0.9$
$+ \text{現場管理費} \times 0.6$	$+ \text{現場管理費} \times 0.6$
$+ \text{一般管理費} \times 0.3$	$+ \text{一般管理費} \times 0.3$

3 実施時期

平成21年6月1日以降に公告又は通知する一般競争入札及び指名競争入札から実施します。